

令和 8 年度福岡県外国人介護人材確保強化事業

を実施します！

事業概要

外国人介護人材を受け入れる（予定を含む。）施設等（以下「受入れ（予定）介護施設等」という。）が、同一関係ではない4法人以上の法人グループを構成し、以下の①～⑥の事業を実施した場合に要する経費を補助します。

ただし、③及び④の事業は実施を必須とします。

① 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等の実施。

② 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

海外現地の学校や送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等や必要となる宣材ツールの作成等の実施。

③ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

外国人介護人材の確保を促進するため、

- ・ 海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集等の採用活動
- ・ 日本の介護に関するPRや介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動
- ・ 上記取組を実施するために必要となる宣材ツールの作成

等の実施。

④ 海外現地での介護人材候補者に対する学習支援

介護に関する日本語等の学習支援の実施。

⑤ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

⑥ 法人グループ外への外国人介護人材の紹介

本補助事業で確保した外国人介護人材を法人グループ外の介護施設等に紹介するマッチングの実施。

補助額

実施する事業		補助上限額
ア	①～⑤に係る事業	1 法人あたり 50 万円 (1 法人グループあたり最大 10 法人分の 500 万円を上限)
	⑥に係る事業	100 万円 (アの事業に加えて実施する場合に、100 万円を上限に加算)

対象経費

補助事業の実施に必要な次に掲げる経費

給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料※）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）

※ 手数料について、振込手数料や支払い手数料は補助対象外

補助条件

- ① 申請対象となる法人は、介護保険法の指定を受けた受入れ（予定）介護施設等を営営する法人で、同一関係ではない4 法人以上により構成された法人グループであること。
- ② 本事業による導入効果等について、福岡県から事例発表・資料の作成等の要請があった場合は応じられること。
- ③ 「法人グループ外への外国人介護人材の紹介事業」を行う場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ・ 紹介手数料を徴収しないこと。
 - ・ マッチング・紹介先の介護施設等からの相談を受ける体制を整備するとともに、面接時に通訳を確保していること。
 - ・ 職業紹介事業の許可を受けていること。

※ その他、詳細な条件、補助に係る留意点につきましては、補助金交付要綱及び実施要領をご確認ください。

補助対象期間

補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から2月28日まで実施された事業とします。

申請受付期間

令和8年7月14日（火） ～ 令和8年8月3日（月）17時まで

※ 必要書類や申し込み方法等の詳細は、実施要領をご確認ください。

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課
介護人材確保対策室

T E L : 092-643-3327

E-mail : k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp